

設立趣旨書

特定非営利活動法人 J AMWE I 世界平和医師団

設立代表者 吉野 正義

1 趣旨

世界には様々な格差があります。特に、私たちの生活の質を向上させるために不可欠な要素である医療・保健福祉の分野で、地域や国によって大きな格差があり、医者にかかる機会、受ける医療の質や量においても、本来必要なはずのサービスが受けられず、心身を健康な状態に保つことができない人々が多く存在します。特に開発途上国では、日本のような医療保険制度の整備は進んでおらず、生活保護制度や障がい者支援制度などありません。こうした状況により、医療費ほぼ全額を患者が負担することになり、治療費を払えず病院に行けない人もいます。貧困家庭では子どもが幼少期から働き手になってしまうため、教育を受ける機会をなくしてしまい、貧困の連鎖が生まれ、ますます医療を受けられない状況になります。一方、先進国でも経済格差や高齢化による医療費の増大、医療従事者の不足などが課題となっています。また、自然災害、新型コロナ、新たな問題にも直面しています。

こうした状況を受け、国連の専門機関、各国政府、非営利民間団体は、様々な支援活動を行っております。しかし、これらの境遇にある人々は毎年増え続けており、全ての人々に支援を行うには、まだまだ十分とは言えず、国境を越えた連携によるさらなる人道支援活動とそれらを継続するための人材育成を行っていく必要があると考えます。

そこで私たちは、発展途上国、被災地域等への支援及び援助、支援活動に係る人材育成に関する事業で、緊急性のある地域への医師団派遣、医療品や食料品等の物資提供、感染症予防、避難所の衛生に関わる支援を行うとともに、それら活動を継続、発展させていくための人材育成を行って参ります。特に、急速な近代化と設備投資、高度医療の導入が進み、日本、韓国、シンガポールとの医療連携が活発化しているベトナムとの連携を強化していく計画です。

また、医療・保健福祉の調査、研究、普及、啓発、政策提言に関する事業で、医療・保健福祉分野の世界の現状と課題を調査し、報告書、啓発パンフレットなどを多言語で制作するなどし、支援の輪の拡大を図ります。

さらには、発展途上国、貧困地域への支援、国際協力の推進を行っている個人、団体等に対する協力、連携及び支援に関する事業で、NGO・大学・医療機関と連携した調査や、各団体への協力、支援を行い、より一層、世界の平和と人権の擁護に寄与いたします。

開設にあたっては、契約締結の面など事業の遂行上法人格が必要となり、積

極的に情報公開を行うことで社会的信用を高めていくことができる特定非営利活動法人が最適と考え、特定非営利活動法人 J AMWE I 世界平和医師団を設立することにしました。

この法人は、広く一般市民、特に発展途上国、被災地域の方々に対して、国境を越えた医療・保健・福祉・人材育成等の支援活動及び啓発活動を通じて、困難な状況にある人々の生命と尊厳を守り、世界の平和と人権の擁護を図り、もって広く公益に寄与することを目的とし、社会に貢献していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

令和7年8月5日の午後15時より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を審議し決定しました。

令和7年8月19日午前10時より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、会費及び財産、令和7年度及び令和8年度の事業計画、活動予算、役員の案を提案し、審議の上決定しました。

もって、特定非営利活動法人 J AMWE I 世界平和医師団の設立を申請いたします。